

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名称	玉城町
主たる事務所の所在地	三重県度会郡玉城町田丸114番地2
法人種別	玉城町
代表者名	玉城町長 辻 村 修 一
電話番号	0596-58-8200
ファックス番号	0596-58-4494

2 事業所概要

利用事業所の名称	玉城町生活支援ステーションたまき
介護保険指定番号	24A2800258
所在地	三重県度会郡玉城町佐田881番地
電話番号	0596-58-8117
ファックス番号	0596-58-8127
通常の事業の実施地域	玉城町全域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことを目的とします。
運営の方針	1 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2 訪問介護業務を通して地域の在宅介護に貢献すると同時に医療、保健、福祉等の地域関係機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。 3 運営にあたっては、運営委員会を設置し、事業の運営に必要な事項について適時協議し緊急の場合には、柔軟に対応できる体制を整備する。

4 ご利用事業所の職員体制

職 種	員数	業務内容
管 理 者	1名	業務管理及び職員等の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者 (訪問介護員兼務)	1名	① サービスの利用の申し込みに関する調整 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ③ 介護予防支援事業者等との連携 ④ 訪問介護員への援助目標、内容に関する指示 ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握 ⑥ 訪問介護員の業務管理 ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導 ⑧ その他、サービスの内容の管理に関する必要な業務

訪 問 介 護 員	2 名	① 利用者に対して必要な援助を行う。 ② 利用者の心身の状況等について報告を行うとともに、サービス提供責任者からの情報の伝達を受ける。また必要に応じ研修や技術指導を受ける。
-----------	-----	---

5 営業時間

業 務	月曜日～土曜日（ただし、12月29日～1月3日を除く）
業 務 時 間	午前8時30分～午後5時15分

※業務日及び業務時間は必要に応じ個別に対応いたします。

6 サービスの内容

①身体介護

②生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

調理 … 利用者の食事の用意を行います。

洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。

掃除 … 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

買物 … 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

ただし、事前に買い物の代金を用意して頂き、利用者宅から店舗に伺います。

③総合的に提供できるような相談・指導

※ 上記のサービスは、利用者が行う日常生活を見守りながら、その有する能力を最大限活用することができるような方法により、訪問介護計画に沿って行います。

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

7 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）に対し介護保険負担割合証の負担割合に応じてお支払頂きます。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

①基本訪問介護費

対象者		算定項目	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援 1 ・ 2	週1回程度	4回/月まで	2,870円/回	287円/回	574円/回	861円/回
		5回/月の場合	11,760円/月	1,176円/月	2,352/月	3,528/月
要支援 1 ・ 2	週2回程度	8回/月まで	2,870円/回	287円/回	574円/回	861円/回
		9回～10回/月	23,490円/月	2,349円/月	4,698/月	7,047/月
要支援 2	2回/週を超える程度	12回/月まで	2,870円/回	287/回	574円/回	861円/回
		13回～15回/月	37,270円/月	3,727/月	7,454/月	11,181/月

- ・①が標準的なケースでの利用者負担金となります。
- ・①にあげる利用料金以外に加算等があります

②各種算定項目

項 目	負担額
1. 初回加算(1月につき)	200単位
2. 生活機能向上連携加算(1月につき)(Ⅰ)(Ⅱ)	100単位 200単位
3. 利用者の選択希望による場合(自費)	2,000円/時間
4. 衣類の洗濯(自費)	1,000円/回

・介護職員処遇改善加算

(Ⅰ)の場合 所定単位数の1000分の245に相当する単位数が加算されます。

(Ⅱ)の場合 所定単位数の1000分の224に相当する単位数が加算されます。

③その他

保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にあっては、いったん介護報酬告示額にある料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

・キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合のキャンセル料は下記のとおりです。できるだけ訪問予定日の午前8時30までにご連絡をお願いします。

(連絡先：電話0596-58-8117)

利用予定日の午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
利用予定日の午前8時30分までにご連絡いただかなかった場合	当該基本料金の10% (自己負担相当額)

8 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費をいただきます。

9 相談、要望、苦情等の窓口

ご利用者ご相談等窓口	ご利用時間、ご利用方法
玉城町生活支援ステーションたまき 窓口担当者 竹郷 哲也	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 0596-58-3770
玉城町役場	代表(総務課) 電話 0596-58-8200
三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-222-4165

10 衛生管理

① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11 緊急時の対応方法

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービスの実施中に、利用者の病状等に変、

12 その他

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業サービス利用にあたり、利用者又は代理人もしくはその家族に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地	三重県度会郡玉城町佐田 8 8 1 番地
名称	玉城町生活支援ステーションたまき

説明者氏名

利用者 住 所

氏 名

代理人（選任した場合） 住 所

氏 名